医療保健業を行う非営利法人に関する税制一覧表

厚生労働省医政局調べ

							厚生労働省医政局調べ		
	税項目	適用	【参考】 株式会社	医療法人	特別医療法人	特定医療法人	公益法人	社会福祉法人	学校法人
国税	所得税	清算所得税・みなし配当課税・譲 渡所得課税 (移行時に課せられる所得税)	課税	課税	(特定医療法人を準用し非 課税となっている)	(昭和39年「租税特別措置 法第67条の2の適用を受け るための社団たる医療法 人の組織変更について」に より非課税となっている)	非課税	非課税	非課税
	所得税	個人の寄付に係る所得控除	所得控除不可	所得控除不可	所得控除不可	所得控除不可		額の所得控除が可(年間所	寄付金から1万円を引いた 頼の所得控除が可(年間所 得25%が限度)
	法人税	企業の寄附に係る損金算入	一般の寄付金としての限 度額の計算に含める	一般の寄付金としての限度 額の計算に含める	一般の寄付金としての限度 額の計算に含める	一般の寄付金としての限度 額の計算に含める	特定公益増進法人()と認められた場合に限り、一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	一般寄付金と同額まで別 枠で損金算入可	一般寄付金と同額まで別 枠で損金算入可
	法人税	医療保健業		課税:30%	課税:30%	課税:22%	課税:22% (財)船員保険会等 は非課税	非課税	非課税
		収益事業	課税:30%		課税:30%		課税:22%	課税:22%	課税:22%
地方税	法人事業税	社会保険診療に係る収入	資本金又は出資金が 1億円を超える場合	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
		社会保険診療以外の収益事業	・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割:400万円以下 3.8% 400万円超800万円 以下 5.5%、800万円超 7.2% 資本金又は出資金が 1億円以下の場合 ・所得割:400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3%、800万円超 9.6%	課税:400万円以下 5%、 400万円超 6.6%	課税: 400万円以下 5%、 400万円超 6.6%	課税: 400万円以下 5%、 400万円超 6.6%	課税:400万円以下 5%、 400万円超800万円以下 7.3%、800万円超 9.6% (財)船員保険会等は非課 税	非課税	非課税
	不動産取得税	医療の用に供する不動産	課税:4%	課税∶4%	課税:4%	課税:4%	課税∶4%	非課税	課税∶4%
		医療関係者の養成所において直 接教育の用に供する不動産	課税:4%	課税:4%	課税:4%	非課税	非課税		非課税
	固定資産税都市計画税	医療の用に供する不動産	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	非課税	課税:1.4% 0.3%
		医療関係者の養成所において直 接教育の用に供する不動産	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	非課税	非課税		非課税
	道府県民税	道府県にある法人に対して課税さ れるもの	均等割額(資本金額):2~	法人税割の税率:法人税の 5% 均等割額(資本金額):2~ 80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~ 80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~ 80万円	法人税割の税率:法人税の 5% 均等割額(資本金額):2~ 80万円	済生会、北社協:非課税 医療保健業収入が90%未 満:非課税	医療保健業収入が90%未 満:非課税
	市町村民税	市町村内に事務所又は事業所を 有する法人に対して課税されるも の	法人税割の税率:法人税 の12.3% 均等割額(資本金額及び 従業者数):5~300万円	40.00/	40.00/	法人税割の税率:法人税の 12.3% 均等割額(資本金額及び従 業者数):5~300万円	12.3% 均等割額(資本金額及び従 業者数):5~300万円	済生会、北社協:非課税 医療保健業収入が90%未 満:非課税	医療保健業収入が90%未 満:非課税
	•	•			•	•	4+ - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		

特定公益増進法人とは、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する法人をいう。